

新型コロナウイルスに対する各国（外国）特許庁の対応（2020/4/6時点）

EPO	2020/3/15～2020/4/16に期限を迎える案件（PCT移行期限日を含む）は、2020年4月17日まで期限延長（さらに延長の可能性あり）。 《救済の措置》書類提出期限経過の場合、①期限直前の10日間に書類提出できない証拠、②理由が解消されてから5日間以内書類提出した証拠を提供すれば、書類が期限までに提出されたと認められる可能性がある。
EUIPO	2020/3/9～2020/4/30に期限を迎える案件は2020年5月1日まで期限延長（→2020/5/4まで延長）。
イタリア	全ての期限を2020/4/15まで延長。
スペイン	スペイン特許庁は3/16から15日間停止（電子出願は受付）。この期間に期限を迎える案件は期限が15日延長（→3/30）。
イギリス	3/24以降の期限、5/1まで延長。
ドイツ	2020/5/4まで期限延長。
フランス	3/12～緊急事態終了日の1か月後の期限、1か月の期間が緊急事態終了日の1か月後まで延長、2ヶ月以上の期間が緊急事態終了日の2か月後まで延長対象：年金納付、対象外：優先権主張、出願費用の支払い など。
米国	3月27日～4月30日の間に期限を迎える案件（ファイリングまたは費用の支払い）は、当初の期限から30日間期限を延長される。 但し、COVID-19の流行が適時の応答又は支払いを実質的に妨げるものであったこと（オフィス閉鎖、現金収入の停止、ファイル等へのアクセス不能、旅行の遅延、本人又は家族の罹患等）のステートメントを添付しなければならない。
カナダ	全ての期限を2020/5/1まで延長。
メキシコ	3/24～4/19期限→4/20に延長。
アルゼンチン	2020/4/12まで期限延長（優先権主張を伴う出願も含む）。
ブラジル	2020/3/16～2020/4/14に期限を迎える案件は2020/4/15まで期限延長。
チリ	この状況が改善されるまで期限が延長される。
コロンビア	2020/3/17～2020/3/31に含まれる期限が延長される。
ペルー	3/16～5/5の期限→5/6まで延長。閉庁期間中にオンラインで①登録商標更新申請、②書類提出が可。出願は不可
エクアドル	4/5まで期限延長
中国	期限延長はないが、コロナウィルスの影響で期限徒過した場合は回復措置が適用可。
韓国	職権延長公告「指定期間が2020/3/31～4/29までの期間内に満了する場合、当該期間の満了日を2020/4/30までに職権で延長」
台湾	通常通り業務。
フィリピン	2020/3/16～2020/4/14に期限を迎える案件は、各期限から45日の延長が認められる。
シンガポール	4/7～5/7の期限→5/8まで期限延長
ベトナム	3/30～4/30閉庁、上記期間中の期限→5/30まで延長、ベトナム特許庁は5/4から日本とのPPH申請受領開始。
マレーシア	2020/3/18-2020/4/14まで閉庁。新規出願は電子出願によって受け付ける。 OA、商標更新：4/30まで延長。特許・意匠年金：4/1まで延長。
インド	2020/3/25～2020/4/14まで閉庁→4/15まで期限延長。
バングラデシュ	3/26～4/14の期限→4/15まで期限延長
インドネシア	4/21まで閉庁。
タイ	感染者は回復後に期限延長申請が可能。
ミャンマー	2020/4/10～2020/4/17の期限→2020/4/20まで期限延長。
トルコ	①3/13～3/27の期限→5/15まで延長。②3/28～4/30の期限→5/1まで延長
クウェート	2020/3/26まで閉庁。
サウジアラビア	2020/3/16から16日間閉庁。
ロシア	2020/3/28-2020/4/5まで閉庁。この期間の庁期限は2020/4/6まで延長。
南アフリカ	3/26～4/30閉庁。5/4に期限延長（5/1は祝日）

弊所WEB会議システムの御案内

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う世界的な経済への影響について計り知れないところであり、クライアントの皆様におかれましては知財活動への影響のみならず、組織全体としての影響について懸念を抱かれていらっしゃるものと御推察致します。

知財活動については、将来への投資活動であることに鑑みますと、極力その歩みを停滞させるべきではございませんし、将来的に価値のある知的財産権の創出のためには、御依頼者の方々との打合せが重要であると弊所は考えております。

弊所の国内4拠点（東京本部・大阪本部・広島事務所・名古屋事務所）では、従前より、高機能・高セキュリティのWEB会議システムを完備しており、豊富かつ多様なWEB会議の対応実績に基づいて、弊所独自の視点から、クライアントの皆様の御要望や課題を解決するための提案を、フェース to フェースの打合せに匹敵ないし凌駕するレベルで実現できるよう、日々研鑽を積んでまいりました。

弊所が導入しておりますWEB会議システムは、WEB会議に馴染の無いお客様であっても、WEB会議に必要な一般的な機材（インターネット接続されたPC、マイク、WEBカメラ）さえご準備頂けましたら、WEB会議システムご利用に至るまでの丁寧な説明とサポートとを、WEB会議の経験が豊富なスタッフや所内SEより心がけております。

また、クライアントの皆様においてプログラムのインストールは不要です。ウェブブラウザからアクセスして頂くだけで、会議の通信機密性が保持されたWEB会議システムをご利用頂けます。

もちろん、クライアントの皆様で既に御利用されているWEB会議システムがございましたら、当該システムを利用した打合せにも対応可能でございます。

是非ともWEB会議システムを打合せにご活用頂き、この難局を皆様と乗り越えていくためのお力添えを致したく考えております。御要望がございましたら、是非お問合せ下さい。

<http://www.harakenzo.com/jpn/profile/business.html#webmeeting>